

令和7年度第1回一般競争入札（府有地等売払）実施要綱

（入札物件）

第1条 入札物件は、「入札物件一覧」（別紙1）、「物件調書」（別紙2）のとおりとする。

（入札に参加する者に必要な資格）

第2条 入札に参加する者（以下「入札者」とする。）及び入札者と入札物件の共有を予定する者（以下「共有者」とする。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

落札後に要件を満たさないことが判明した場合、失格するものとする。

(1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 民法第6条第1項の規定による営業の許可を得ていない未成年者又は営業の許可を得ていても入札、契約行為について制限をされている未成年者

カ 破産法（平成16年法律第75号）第2条第4項に規定する破産者で復権を得ない者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号、及び大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号及び第4号に掲げる者に該当する者でないこと。

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者でないこと。

(5) 大阪府財務部財産活用課が実施した前回の一般競争入札（府有地等売払）の落札者で、定められた契約期間内に落札物件の売買契約を締結しなかった者でないこと。

（現場説明）

第3条 入札案内及び物件調書を補足するものとして、「入札物件一覧」（別紙1）記載の日時に物件所在地等において現場説明を行う。

2 入札者が現場説明に参加しなかった場合であっても、大阪府は、入札者が入札手続及び物件についてすべてを承知した上で入札したものとして取り扱う。

（入札保証金の納付）

第4条 入札者は、入札前に入札保証金として、入札金額の100分の2以上（円未満切上げ）に相当する金額を、大阪府所定の納付書によって大阪府指定金融機関の窓口で納めなければならない。なお、共有名義の場合は、入札者が入札者及び共有者を代表して納付するものとする。

2 納付書1通につき、1物件の入札保証金を納付するものとする。

3 入札保証金は、入札者（共有者は含まない。）の売買代金に充当することができる。

4 入札保証金には、利子を付さない。

（入札）

第5条 入札は郵送で行い、令和7年11月14日から同年11月25日までの間（以下「入札受付期間」という。）に入札関係書類が大阪府財務部財産活用課に到着するように簡易書留で送付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、入札受付期間の最終日に限り、午前9時30分から午後4時までの間に大阪府財務部財産活用課に持参することをもって郵送に代えることができる。

3 第1項の入札関係書類とは、入札書（様式第1号）、入札保証金届出書（様式第2号）、誓約書（様式第3号）、入札保証金の納付書・領収証書（写し）及び入札書提出用封筒をいい、入札保証金の納付書・領収証書及び入札書提出用封筒は大阪府が配布したものを使用しなければならない。

なお、郵送用封筒については大阪府が配布する封筒を使用するものとするが、他の封筒をもってこれに代えることができる。

4 入札書には、入札者及び共有者の住所（法人の場合は所在地。以下本条では同じ）、氏名（法人の場合は法人名及び代表者名。以下本条では同じ）、物件番号、物件の所在地及び金額を記入すること。

なお、金額はアラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を付け、物件の総額を記入するものとする。

5 入札保証金届出書には、入札者及び共有者の住所、氏名、物件番号、入札保証金額を記入し、その記載内容が入札書の記載内容と互いに一致するようにしなければならない。

この場合において、入札保証金届出書の裏面には、前条第1項の入札保証金を金融機関に納付した時に受け取った納付書・領収証書（金融機関領収印押印済のものに限る。）の写しを貼付しなければならない。

また、入札保証金届出書には、入札保証金を還付する場合の口座に係る金融機関名、預金の種目、口座番号及び口座名義人氏名も併せて記載するものとするが、記載漏れ又は記載誤りがあっても第7条第8号の規定を適用しないものとする。

6 誓約書には、入札者及び共有者の住所、氏名及び生年月日（法人の場合は代表者の生年月日）を記入し、その記載内容が入札書の記載内容と互いに一致するようにしなければならない。

7 入札物件の所有を共有名義とする場合には、入札書、入札保証金届出書及び誓約書に当該物件の所有を予定する名義人全員について、必要事項を記載しなければならない。

この場合において、入札書、入札保証金届出書及び誓約書への記載に関する取扱いについては第4項、第5項及び前項の規定を準用する。

- 8 入札関係書類の提出は、物件ごとに入札書を大阪府が配布した入札書提出用封筒（表面に物件番号を記載すること。）に入れて封をし、その封筒と当該物件の入札保証金届出書及び誓約書を物件ごとに取りまとめて提出するものとする。

また、入札書提出用封筒に記載された物件番号と入札書に記載された物件番号が異なる場合、入札書に記載された番号の物件に対し入札を行ったものとみなす。

（入札書の書換え禁止等）

第6条 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の無効事由）

第7条 次の各号に該当する入札は、無効とする。

- (1) 開札までに入札参加資格のないことが判明した者がした入札
- (2) 入札金額が最低売却価格に達しない入札
- (3) 入札金額が入札保証金の50倍を超える入札
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 入札者（共有者を含む。）が1人で1物件につき2枚以上の入札をした場合、その全部の入札
- (6) 入札書の記載内容が識別し難い入札
- (7) 入札に関し、不正な行為、秩序を乱す行為を行った者がした入札
- (8) 前各号に掲げる事由以外に本要綱に違反した入札。ただし、失格とするもの及び軽微なものを除く。

（開札）

第8条 開札は、令和7年11月27日午前10時30分から、大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）44階会議室において、地方自治法施行令第167条の8第1項の規定に基づき、当該事務に関係のない職員の立ち会いのもとに行う。

2 入札者の立ち会いは任意とする。

3 入札物件に対し入札を行った者以外の者は立ち会うことができない。

（落札者の決定方法）

第9条 落札者は、有効な入札を行った入札者のうち最高の価格をもって入札した者とする。

2 有効な入札を行った入札者のうち、最高の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、入札者はくじ引きを辞退することができない。その際、入札者は、本人であることを確認できる書類（原本）を提示して、大阪府の確認を受けなければならない。

3 前項のくじ引きにおいて、入札者の代理人がくじを引くことができる。

この場合において入札者の代理人は、委任状（様式第4号）に入札者の印鑑登録証明書を添えて提出し、代理人本人であることを確認できる書類（原本）を提示して、大阪府の確認を受けなければならない。

4 開札会場に入札者若しくはその代理人がいない場合又は入札者若しくは代理人が前二項の確認を受けられなかった場合は、大阪府が指定した者が当該入札者に代わってくじを引き落札

者を決定する。

(入札保証金の還付)

第10条 入札保証金は、落札者を除き、開札後、必要な事務処理期間を経て還付する。

2 還付は、入札保証金届出書において入札者があらかじめ指定した入札者と同一名義の金融機関の預金口座への振込みにより行う。

3 入札保証金納付後、入札書を提出するまでに入札を取りやめ保証金の還付を希望する者は、様式第2号及び様式第6号を大阪府に届け出なければならない。なお、この場合においても、開札後必要な事務処理期間を経て還付するものとする。

(入札保証金の帰属)

第11条 落札者（共有者を含む。以下同じとする。）が契約を締結しないとき又は落札者が第2条に基づき失格したときは、入札保証金は大阪府に帰属する。

(危険負担)

第12条 落札者は、面積その他物件明細に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は売買代金の減免を請求することはできない。

(共有名義で入札に参加した落札者からの申立書の提出)

第13条 共有名義で入札に参加した落札者は、速やかに次の事項に関する申立書を大阪府に提出しなければならない。

- (1) 落札した土地の所有権持分割合
- (2) 契約金額の負担区分
- (3) 登録免許税額の負担区分

(落札者の書類提出)

第14条 落札者が個人の場合は住民票等を、法人の場合は履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書及び役員名簿（氏名、読み仮名、生年月日が分かるもの）を、落札後大阪府の求めに応じ速やかに大阪府に提出しなければならない。

(大阪府警察本部長への個人情報の提供)

第15条 大阪府は、落札者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者、並びに大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に該当する者でないことを確認するため、大阪府暴力団排除条例第26条第2項の規定により、落札者から提出のあった住民票等、履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書、役員名簿及び誓約書により収集した個人情報大阪府警察本部長に提供する。

(売買契約の締結)

第16条 落札者は、令和7年12月11日から同年12月25日までの間に、大阪府財務部財産活用課において、府有財産売買契約書（様式第5号）により大阪府と落札した物件の売買契約を締結するものとする。

なお、売買契約締結までの事務手続きも落札者以外の者が行うことはできない。

2 落札者は、契約締結と同時に、売買代金の全額を納付しなければならない。

- 3 売買代金は落札額と消費税及び地方消費税相当額の合計額とする。
- 4 入札保証金は売買代金に充当するものとする。ただし、落札者が入札保証金を売買代金に充当しない旨申し出た場合、落札者の入札保証金は、大阪府が売買代金の完納を確認した後、第10条の規定に基づき還付する。
- 5 落札者が第2条に基づき失格したときは契約を締結しない。
- 6 落札者が売買契約を締結しなかった場合（前項による場合を含む。）、その落札者は、大阪府財務部財産活用課が実施する次回の入札に参加することができない。

（所有権の移転時期）

第17条 落札した物件の所有権移転は、売買代金を完納したときとする。

- 2 物件は、所有権の移転と同時に、現状有姿（あるがままのかたち）で、引き渡すものとする。

（落札物件に係る権利義務の譲渡制限）

第18条 落札者は、落札した物件の所有権移転登記前に、当該落札物件にかかる一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

（公租公課等）

第19条 落札した物件の所有権移転登記に要する登録免許税及び所有権移転後の公租公課等は、落札者の負担とする。

（留意事項）

第20条 入札者は、本要綱の各条項（府有財産売買契約書、物件調書（別紙2）の各条項を含む。）及び入札物件の法令上の規制をすべて承知した上で入札するものとする。

- 2 入札保証金の納付、落札した物件の売買において使用する通貨は、日本国通貨に限るものとする。
- 3 入札者は、本要綱を遵守しなければならない。

（開札結果の公表）

第21条 開札結果については、その内容（物件所在地、数量、落札者の氏名・法人名、落札金額、入札者及び共有者の氏名・法人名、入札金額）を、大阪府ホームページで速やかに公表する。

（その他）

第22条 この要綱によりがたい事項が生じた場合は、別途定めるものとする。

(別紙1)

入札物件一覧

(日時は令和7年)

物件 番号	入札物件所在地 (住居表示)	地目 ・ 数量 (m ²)	最低売却価格 (円)	以前の 利用形態	現場説明 日時
1	貝塚市麻生中481番1 (貝塚市麻生中481番1)	雑種地 139.42	2,260,000	旧都市計画道路大 阪岸和田南海線 (貝塚市)未利用地	10月28日(火) 午後2時
2	①堺市西区浜寺石津町東四丁 375番102 ②堺市西区浜寺石津町東四丁 375番103 (いずれも堺市西区浜寺 石津町東四丁13番街区)	宅地 117.80	12,500,000	石津川廃川敷	10月30日(火) 午後2時
3	高槻市唐崎中三丁目2028番14 (高槻市唐崎中三丁目3番11)	宅地 75.04	1,070,000	澱川廃川堤敷	11月4日(火) 午後2時

(別紙2)

物 件 調 書

- この物件調書は入札参加希望者が入札物件を確認する上での資料であるとともに、売買契約に係る条件も記載していますので、よくお読みください。
- 入札の前に必ず現地をご確認ください。
- 最寄り駅からの距離は、駅から物件までの概ねの道路距離を表示しています。
- 道路幅員は原則として現況の幅員を表示していますので、建物建築等に伴い必要となる道路後退については関係機関にご確認ください。
- 道路後退等で予め予測されるものについては、物件明細に表示しておりますが、これ以外についても土地利用形態等により必要となる場合があります。
- 土地利用に必要となる接道条件（幅員・連続性等）については、関係機関と十分協議してください。
- 各種供給処理施設（上・下水道、電気、ガス等）の利用に当たっては、各事業者と十分協議してください。
- 特定家庭用機器再商品化法は「家電リサイクル法」と表示しています。
- 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律は「フロン回収・破壊法」と表示しています。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律は「廃棄物処理法」と表示しています。
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法は「PCB特別措置法」と表示しています。
- 一般社団法人日本消火器工業会が運用する廃消火器リサイクルシステムは「廃消火器リサイクルシステム」と表示しています。

※各入札物件の位置図に使用している地図は、(株)ゼンリンの使用承認を得ています。
なお、現在の周辺の状況は上記の地図と異なっている場合があります。

物件番号		1		物 件 明 細				
所 在 地 (住居表示)		貝塚市麻生中481番 1 (貝塚市麻生中481番 1)						
交通機関		J R 阪和線 和泉橋本駅 北東約1.0 k m (道路距離) 水間鉄道水間線 石才駅 南西約350m (道路距離)						
最低売却価格		2, 2 6 0, 0 0 0 円						
面 積		登記：139 m ² 実測：139.42 m ²			登記地目		雑種地	
接面道路の 状 況		南西側：府道・幅員約27m・舗装有・高低差有・歩道有						
法令等に基づく制限	都市計画法	区 域 区 分		市街化区域				
		用 途 地 域		第一種住居地域				
		地 域 地 区						
		建 ぺ い 率		60%		容 積 率		200%
	その他の法令等	文化財保護法（埋蔵文化財包蔵地） 宅地造成及び特定盛土等規制法（宅地造成等工事規制区域） 屋外広告物法（許可区域） 電波法（伝搬障害防止区域）						
私道の負担等に関する事項		負担の有無		無				
		負担の内容		—				
供給処理施設の状況	区 分	配管等の状況		照会先及び電話番号				
	公 営 水 道	前面 有		貝塚市 上下水道部 水道管理課 072-433-7151				
	電 気	前面 有		関西電力送配電(株) コンタクトセンター 0800-777-3081				
	都 市 ガ ス	前面 有		大阪ガスネットワーク(株) 導管情報センター 06-6202-2141				
	公共下水道	前面 無		貝塚市 上下水道部 下水道推進課 072-433-7181				
工 作 物		ネットフェンス、単管パイプ						

【特記事項】

- 1 現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。
- 2 本地は、昭和58年に都市計画道路大阪岸和田南海線用地として取得され、現在まで管理されてきました。
- 3 建築行為の際は、大阪府の担当窓口と協議してください。
(お問い合わせ先：大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課 電話 06-6210-9724)
- 4 本地は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地である「麻生中薬師堂遺跡」に指定されており、土木工事等の際は同法に基づく届出が必要です。
(お問い合わせ先：貝塚市教育委員会社会教育課 電話 072-433-7126)
- 5 本地は令和6年12月に試掘調査を実施しました。この試掘調査の結果は、大阪府財務部財産活用課で閲覧することができます。
(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184)
- 6 本地は、電波法に規定する伝搬障害防止区域に指定されているので、その区域に地表31mを超える高層建築物等を建築する際には同法に基づく届出が必要です。
(お問い合わせ先：総務省近畿総合通信局無線通信部陸上第一課 電話 06-6942-8559)
- 7 本地は、大阪府屋外広告物条例に規定する許可区域内にあるため、その区域内に屋外広告物を掲載する際には同条例に基づく許可申請が必要です。
(お問い合わせ先：貝塚市都市整備部まちづくり課 電話番号 072-433-7211)
- 8 本地南側の水路は道路区域内です。工事等の際は大阪府岸和田土木事務所管理課と協議してください。
(お問い合わせ先：大阪府岸和田土木事務所管理課 電話 072-439-3601)
- 9 本地内に、NTT西日本株式会社の電柱2本が設置されています。(大阪府はこれらに関し、NTT西日本株式会社に対し土地の使用を許可しています。)これらの取扱いについてはNTT西日本株式会社と協議してください。
(お問い合わせ先：(株)NTTフィールドテクノ サービスマネジメント部フィールドオペレーション部門設備貸借管理センタ関西ユニット設備管理担当(大阪) 電話 06-6105-3380)
- 10 東側隣接地の擁壁の一部が本地内へ越境しています。これらの取扱いについては、落札者において隣接者と協議してください。
- 11 本地の一部は、北向き傾斜地です。また、接面道路より最大で約1.4mの高低差があります。
- 12 土地境界確定協議書等は大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。
(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9184)
- 13 供給処理施設(公営水道・電気・都市ガス・公共下水道)については、各事業者にお問い合わせください。
- 14 売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他の契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、大阪府が知りながら告げなかった内容及び買受者が消費者契約法第2条第1項に規定する消費者である場合については、この限りではありません。

物件番号

1

(1) 位置 図

広域図

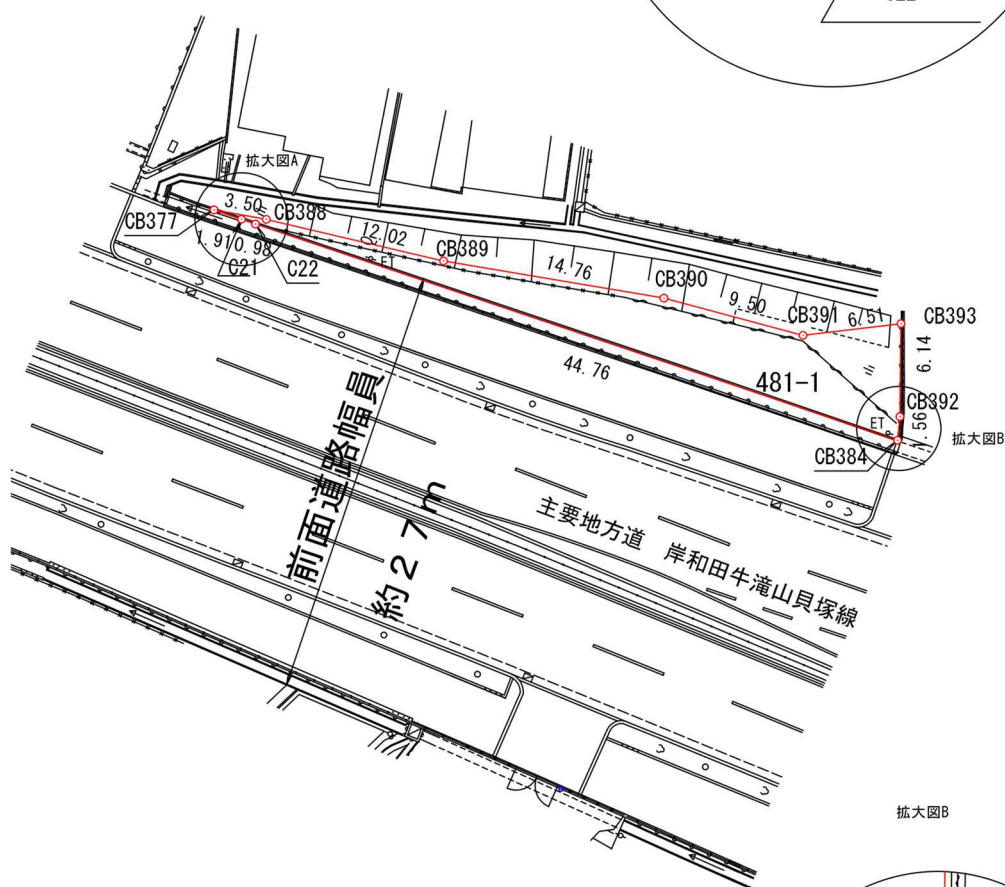
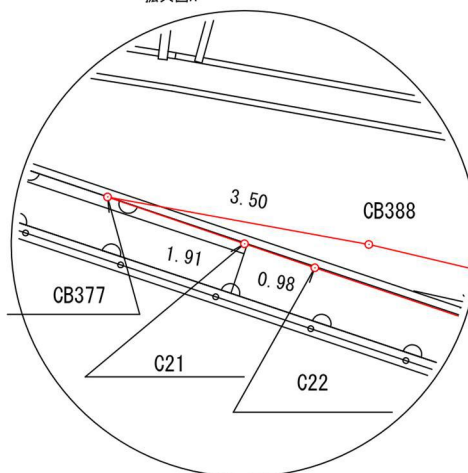


詳細図

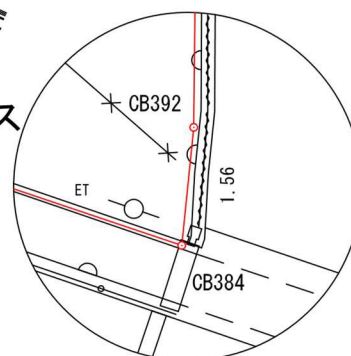




拡大図A



拡大図B



B型バリケードフェンス



ネットフェンス

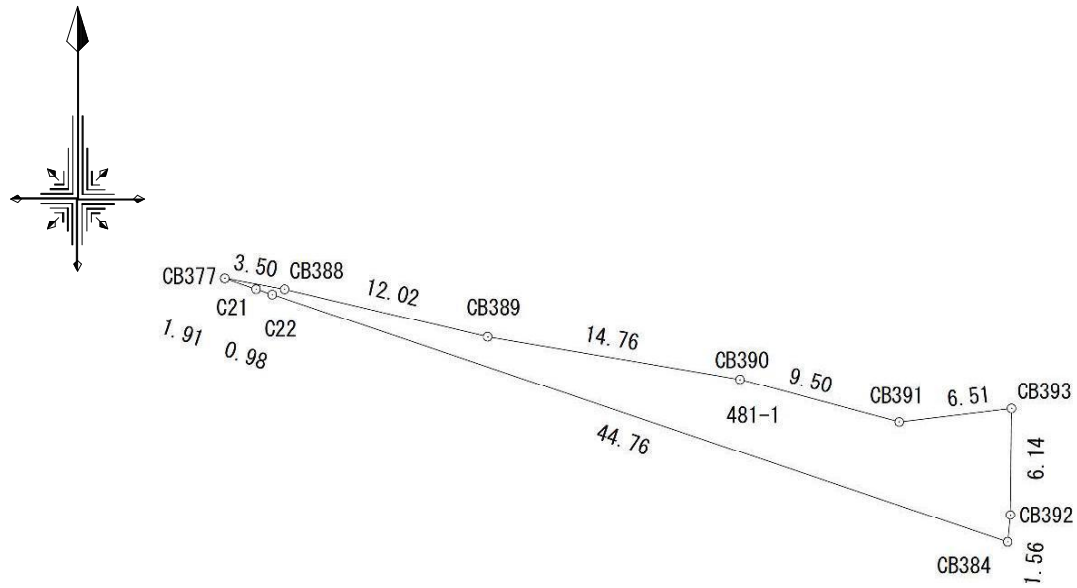


単管パイプ柵

物件番号

1

(3) 丈 量 図



求積表

地 番	481-1			
NO	Xn	Yn	$X_n \cdot (Y_{n+1} - Y_{n-1})$	距 離
CB393	-174016.840	-58267.633	-1114925.893880	6.148
CB392	-174022.988	-58267.698	38807.126324	1.568
CB384	-174024.549	-58267.856	7408921.149126	44.760
C22	-174010.254	-58310.272	7542474.459630	0.981
C21	-174009.937	-58311.201	476439.207506	1.911
CB377	-174009.318	-58313.010	-285897.309474	3.508
CB388	-174009.946	-58309.558	-2638164.791306	12.027
CB389	-174012.697	-58297.849	-4571313.550190	14.766
CB390	-174015.153	-58283.288	-4131815.792832	9.507
CB391	-174017.614	-58274.105	-2724245.747170	6.518
合 計			278.857734	
合 計 面 積			139.4288670	
地 積			139.42	m ²

地 番	面 積
481-1	139.4288670 m ²

物件番号		2		物 件 明 細					
所 在 地 (住居表示)		①	堺市西区浜寺石津町東四丁375番102			②	堺市西区浜寺石津町東四丁375番103		
		(いずれも「堺市西区浜寺石津町東四丁13番街区」)							
交通機関		南海本線 石津川駅 南東約1.3k m (道路距離) 阪堺電軌阪堺線 石津駅 南東約600m (道路距離)							
最低売却価格		1 2 , 5 0 0 , 0 0 0 円							
面 積		登記	①57.82㎡ ②59.98㎡		合計	登記 117.80㎡	登記地目	宅地	
		実測	①57.82㎡ ②59.98㎡			実測 117.80㎡			
接面道路の 状 況		南側：市管理通路・現況幅員約7.2m・舗装有・高低差有							
法令等に基づく制限	都市計画法	区 域 区 分	市街化区域						
		用 途 地 域	準工業地域						
		地 域 地 区	準防火地域						
		建 ペ イ 率	60%		容 積 率	200%			
	その他の法令等	文化財保護法（埋蔵文化財包蔵地） 宅地造成及び特定盛土等規制法（宅地造成等工事規制区域） 屋外広告物法（沿道禁止区域） 景観法（景観計画区域）							
私道の負担等に関する事項		負 担 の 有 無	無						
		負 担 の 内 容	—						
供給処理施設の状況	区 分	配管等の状況	照会先及び電話番号						
	公 営 水 道	南側 有	堺市 上下水道局 サービス管理部 給排水設備課 072-250-4697						
	電 気	南側 有	関西電力送配電(株) コンタクトセンター 0800-777-3081						
	都 市 ガ ス	南側 有	大阪ガスネットワーク(株) 導管情報センター 06-6202-2141						
	公共下水道	南側、北側 有	堺市 上下水道局 下水道管路部 下水道管理課 072-250-9116						
工 作 物		無							

【特記事項】

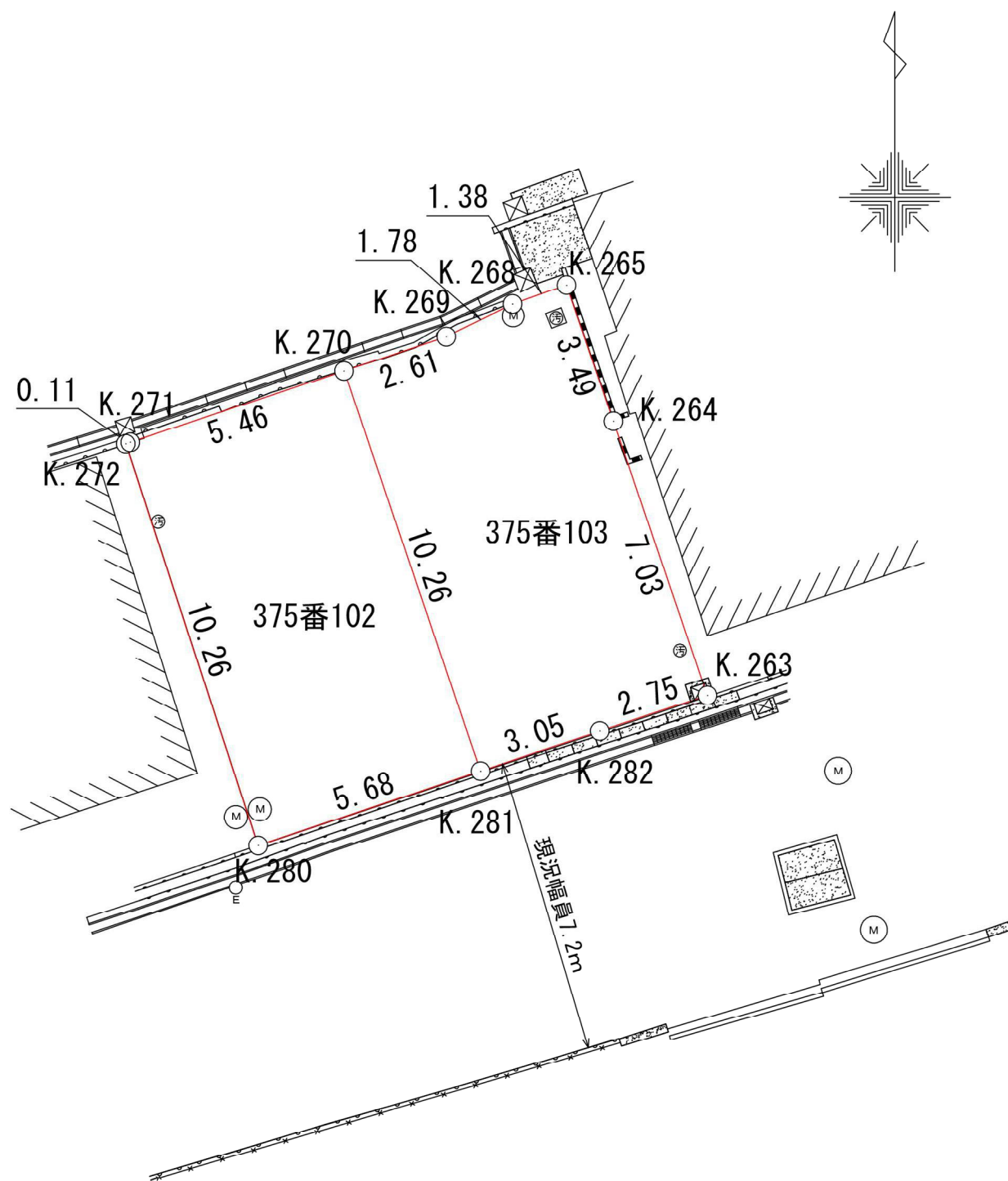
- 1 現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。
- 2 本地及びその周辺一体は、二級河川石津川の改修により埋立・廃川したものです。河川改修は昭和20年代に行われており、埋立工事の内容等詳細については不明です。
- 3 本地は、埋立後に一画地として存在していた府有地を、平成元年に売払いまたは賃貸のため分筆登記したものであり、本地と隣接地との境界協議書等はありません。境界協議等が必要な場合は、落札者において協議して下さい。
- 4 開発行為・建築行為等の際は、堺市と協議してください。
(お問い合わせ先：開発行為窓口＝堺市建築都市局開発調整部宅地安全課 電話 072-228-7483
建築行為窓口＝堺市建築都市局開発調整部建築安全課 電話 072-228-7936)
- 5 本地は、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地である「石津遺跡」に指定されており、土木工事等の際は同法に基づく届出が必要です。
(お問い合わせ先：堺市文化観光局歴史遺産活用部文化財課 電話 072-228-7198)
- 6 本地は接面道路より最大で約50cmの高低差があります。
- 7 本地①②は、それぞれ住宅敷地として利用されていました。各地上の建物は下記のとおり撤去されておりますが、撤去工事の詳細が不明のため、建物の基礎等が本地内に残存している可能性があります。
(1) 本地①については、平成28年7月に建物は撤去されました。令和元年10月に地下埋設物試掘調査及び文化財確認調査を行い、この調査結果については大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。
(2) 本地②については、令和4年3月に建物は撤去されました。この撤去時の写真が大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。なお、本地①の地下埋設物試掘調査等により、埋設物等は発掘されていないことから、本地②での同調査等は行っておりません。
(お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9181)
- 8 本地①について、関西電力送配電(株)の電力線3本が本地上を通過しており、大阪府はこれに関し関西電力送配電(株)と「土地賃貸借契約」を締結しています。この取扱いについては、落札者において関西電力送配電(株)と協議してください。
(お問い合わせ先：関西電力送配電株式会社 大阪支社 電話 06-6105-3380)
- 9 供給処理施設(公営水道・電気・都市ガス・公共下水道)については、各事業者にお問い合わせください。
- 10 売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、大阪府が知りながら告げなかった内容及び買受者が消費者契約法第2条第1項に規定する消費者である場合については、この限りではありません。

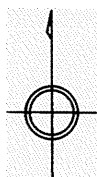
広域図



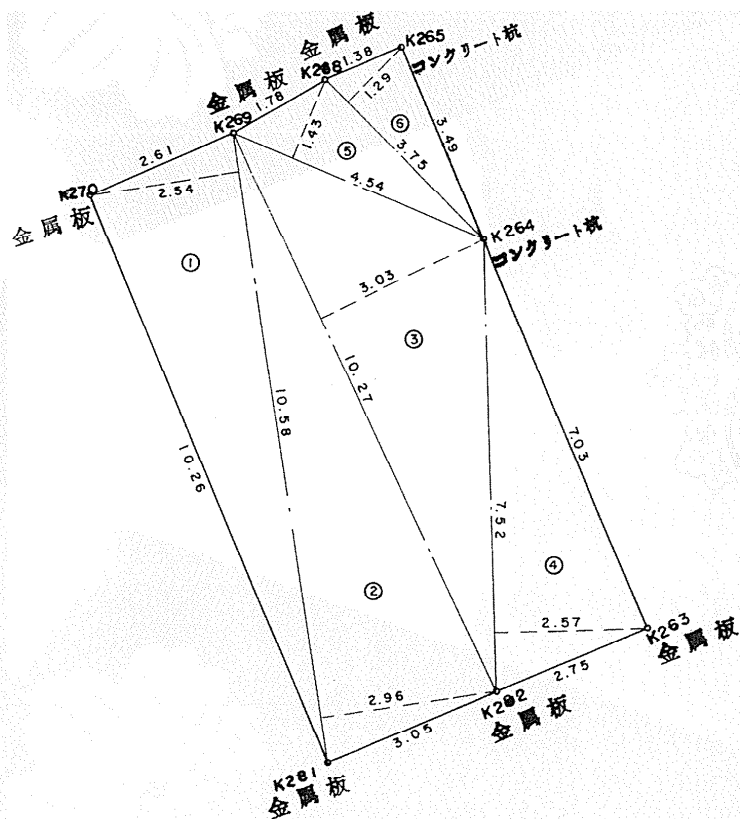
詳細図



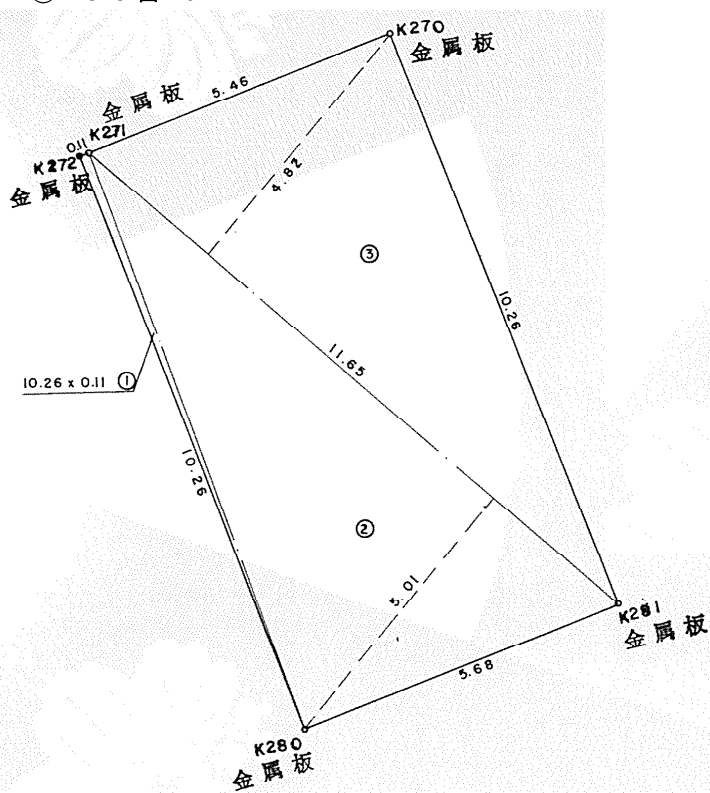




② 375 番 103



① 375 番 102



三斜求積表

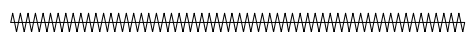
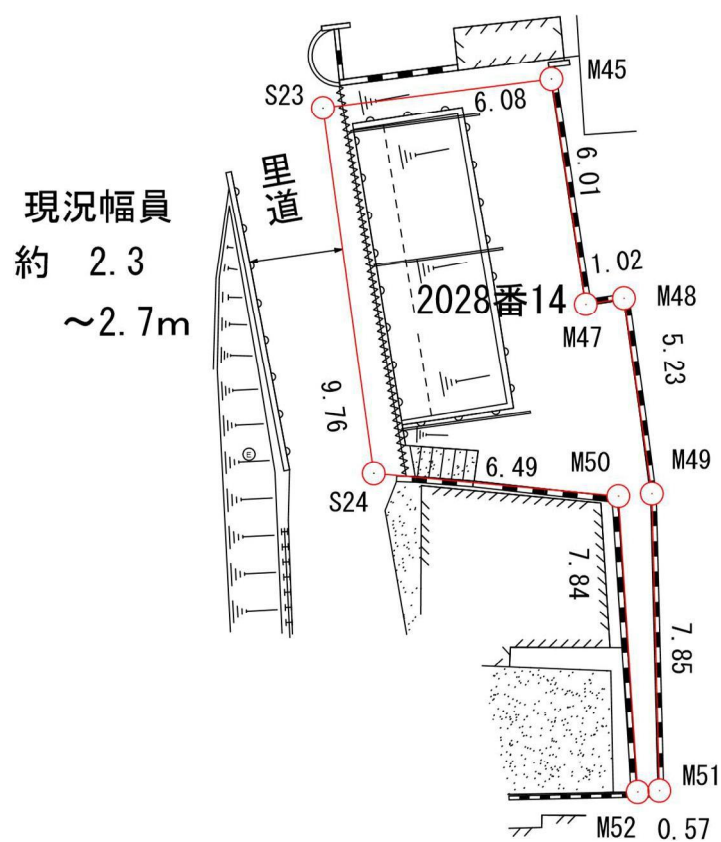
地番	375		
符号	底辺	高さ	積
1	10.26	0.11	1.1286
2	11.65	5.01	58.3665
3	11.65	4.82	56.1530
		合計	115.6481
		面積	57.82405
		地積	57.82m ²

三斜求積表

地番	375		
符号	底辺	高さ	積
1	10.58	2.54	26.8732
2	10.58	2.96	31.3168
3	10.27	3.03	31.1181
4	7.52	2.57	19.3264
5	4.54	1.43	6.4922
6	3.75	1.29	4.8375
		合計	119.9642
		面積	59.9821
		地積	59.98m ²

物件番号		3				物 件 明 細			
所在地 (住居表示)		高槻市唐崎中三丁目2028番14 (高槻市唐崎中三丁目 3 番11)							
交通機関		阪急京都線 茨木市駅 東 約4.0km (道路距離) 京阪バス 唐崎バス停 南東 約210m (道路距離)							
最低売却価格		1, 0 7 0, 0 0 0 円							
面 積		登記 : 75.04㎡ 実測 : 75.04㎡				登記地目		宅地	
接面道路の 状 況		西側 : 里道・幅員約2.3~2.7m・舗装有・高低差有							
法令等 に基づく 制限	都市計画法	区 域 区 分	市街化調整区域						
		用 途 地 域	—						
		地 域 地 区	—						
		建 ぺ い 率	—		容 積 率		—		
	その他の 法令等	宅地造成及び特定盛土等規制法 (宅地造成等工事規制区域) 屋外広告物法 (非自家用広告物一部禁止区域)							
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無						
		負担の内容	—						
供給 処理 施設 の 状 況	区 分	配管等の状況		照会先及び電話番号					
	公 営 水 道	前面 有		高槻市水道部給水収納課給水チーム 072-674-7945					
	電 気	前面 有		関西電力送配電(株) コンタクトセンター 0800-777-3081					
	都 市 ガ ス	前面 無		大阪ガスネットワーク(株) 導管情報センター 06-6202-2141					
	公共下水道	前面 無		高槻市都市創造部下水河川企画課 072-674-7432					
工 作 物		B型バリケードフェンス、住宅基礎の一部							
【特記事項】 1 現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。 2 本地を含む堤敷は、廃川後の土地を本府が表示、保存登記を行い、その後、売り払い等のため分筆登記を行ったもので、本地と隣接地との境界協議書等はありません。境界協議等が必要な場合は落札者において協議して下さい。 3 本地は市街化調整区域のため、開発行為及び建物建築等の際は制限がありますのでご注意ください。 (お問い合わせ先：高槻市都市創造部審査指導課 電話 072-674-7567) 4 本地は令和6年8月 30 日まで住宅敷地として賃貸借していました。なお、建物については令和6年8月 30 日に撤去しましたが、接面道路に影響を与えるおそれがあることから、建物の基礎を一部存置しています。この建物の撤去工事の写真が大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。 (お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ 電話 06-6210-9181) 5 本地は接面道路より最大で約2mの高低差があります。 6 東側隣接地のブロック塀の一部が本地内へ越境しています。この取扱いについては、落札者において隣接者と協議して下さい。									

- 7 供給処理施設（公営水道・電気・都市ガス・公共下水道）については、各事業者にお問い合わせください。
- 8 売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他の契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、大阪府が知りながら告げなかった内容及び買受者が消費者契約法第2条第1項に規定する消費者である場合については、この限りではありません。



B 型バリケードフェンス

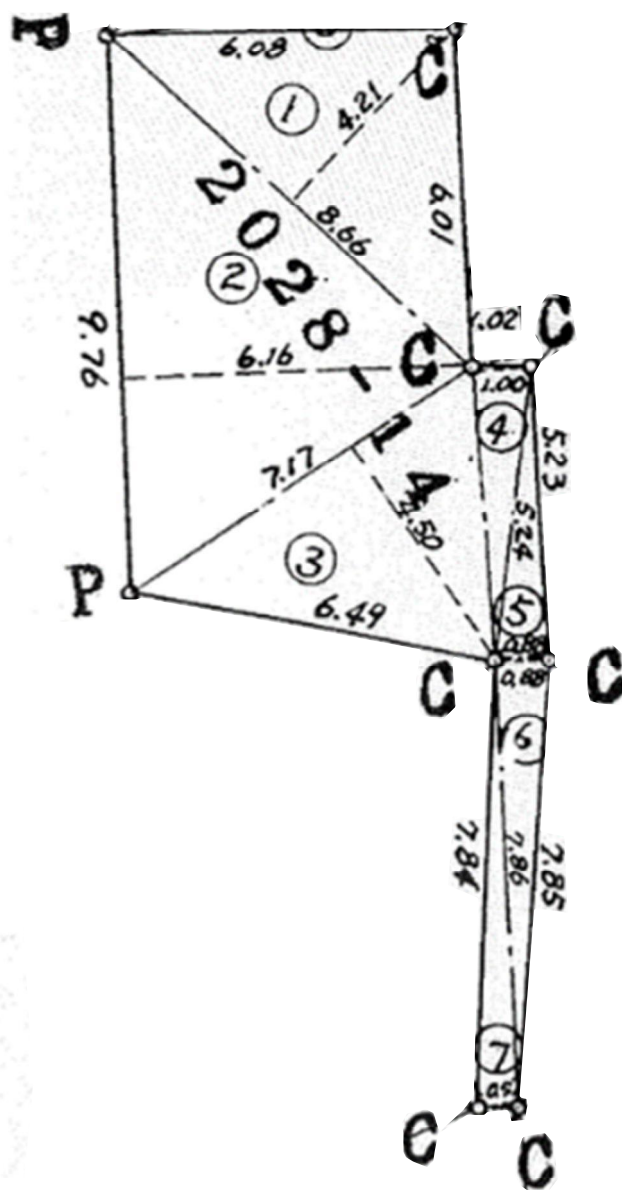


ブロック塀



単管 (B 型バリケードフェンス支柱)

(3) 丈量図



地番: 2028-14

符号	底辺	高さ	積
1	8.66	4.21	36.4586
2	9.76	6.16	60.1216
3	7.17	4.50	32.2650
4	5.24	1.00	5.2400
5	5.24	0.88	4.6112
6	7.86	0.88	6.9168
7	7.86	0.57	4.4802
合計面積			150.0934
			75.0467

様式第23号 その2（手書き用）

納 付 書 ・ 領 収 証 書

区 分	3	6	年 度	4	5											
受 入	6	4	歳入歳出外現金	7	5 7 8											
(款)	9	10	(項)	11	12											
(目)	13	14	(節)	15	16											
金 額	20	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	31	円		
う ち 証券金額	73												84			
ただし、令和 年度第 回一般競争入札（府有地等売払）第 号物件の入札保証金として上記の金額を納付します。 年 月 日																
取 扱 課 (所)										所属コード						
財務部 財産活用課										38	1	1	4	9	0	42

大 阪 府

納付書番号	45												53
納入者区分	納入者の登録番号												
54	55												63
納 入 者 〒 住 所 〒 氏 名													
細 節	64	65	統 計 区 分									66	67

上記の金額を
領収しました。

領収控（金融機関保存用）

区 分	3	6	年 度	4	5											
受 入	6	4	歳入歳出外現金	7	5 7 8											
(款)	9	10	(項)	11	12											
(目)	13	14	(節)	15	16											
金 額	20	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	31	円		
う ち 証券金額	73												84			
ただし、令和 年度第 回一般競争入札（府有地等売払）第 号物件の入札保証金として上記の金額を納付します。 年 月 日																
取 扱 課 (所)										所属コード						
財務部 財産活用課										38	1	1	4	9	0	42

大 阪 府

納付書番号	45												53
納入者区分	納入者の登録番号												
54	55												63
納 入 者 〒 住 所 〒 氏 名													
細 節	64	65	統 計 区 分									66	67

上記の金額を
領収しました。

領収控（大阪府送付用）

区 分	3	6	年 度	4	5
受 入	6	4	歳入歳出外現金	7	5 7 8
(款)	9	10	(項)	11	12
(目)	13	14	(節)	15	16
金 額	20	千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十	31	円	
うち 証券金額	73				84
ただし、令和 年度第 回一般競争入札（府有地 等売却）第 号物件の入札保証金として					
年 月 日					
取 扱 課 (所)			所属コード		
財務部 財産活用課			38	1 1 4 9 0	42

大 阪 府

納付書番号	45										53
納入者区分	納入者の登録番号										
54	55										63
納 入 者 印 住 所 氏 名											
細 節	64	65	統 計 区 分							66	67

上記の金額を
領収しました。

入札書提出用封筒（横9cm×縦22.5cm）

入札書提出用	
入札書在中	
大阪府財務部財産活用課	
物件番号	号
<注 意> 1. この封筒には入札書のみを入れて、必ず封をすること 2. 入札書以外の添付書類は、この封筒と共に外封筒に入れて同封すること 3. 一物件につき、本封筒1枚を用いること 4. 一度開封した封筒は使用できないので、新たな封筒に入れ直すこと	

郵送用茶封筒（横11.9cm×縦23.5cm）

郵送する前に、もう一度提出書類をチェックして下さい。	
チェック欄	提出書類
	入札書 (封筒に入れて封をしてください)
	入札保証金届出書 (裏面に、納付書・領収書のコピーを貼付して下さい)
	誓約書 (入札者及び共有者のフリガナ、生年月日必須)
住 所	(〒)
氏 名 (法人名)	

大阪府財務部財産活用課
財産処理グループ 行
入札関係書類在中
簡易書留
5598555

入札書

大阪府知事様

入札者

住所
(所在地)

氏名
〔法人名〕
〔代表者名〕

共有者

住所
(所在地)

氏名
〔法人名〕
〔代表者名〕

共有者

住所
(所在地)

氏名
〔法人名〕
〔代表者名〕

物件番号	物件所在地 (住居表示は記入不要)

金額	千億	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

一般競争入札（府有地等売却）実施要綱及びその他入札案内に記載された事項を承知の上、上記のとおり入札します。

注 意

- 1 黒又は青のボールペンでご記入ください。
- 2 入札書は物件ごとに別の用紙を使用してください。
- 3 物件番号欄には入札物件一覧に記載されている番号を記入し、物件番号に対応する物件所在地を物件所在地欄に記入してください。
- 4 金額はアラビア数字で記入し、初めの数字の頭に「¥」マークを入れてください。
- 5 金額欄を書き損じた場合は、新たな用紙を用いて入札書を作成し直してください。
- 6 一度提出した入札書を訂正したり、取り消したりすることはできません。

入札保証金届出書

令和 年 月 日

大阪府知事 あて

入札者

〒
住 所
(所在地)

フリガナ
氏 名
〔法人名〕
〔代表者名〕
電 話

共有者

〒
住 所
(所在地)

フリガナ
氏 名
〔法人名〕
〔代表者名〕
電 話

共有者

〒
住 所
(所在地)

フリガナ
氏 名
〔法人名〕
〔代表者名〕
電 話

下記の金額を一般競争入札（府有地等売却）の入札保証金として納付しました。

物件 番号		入札保証金	¥
----------	--	-------	---

(納付した入札保証金の金額を記入してください)

上記物件を落札した場合は入札保証金を入札者の売買代金に充当してください。落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、納付した入札保証金を下記の口座に振り込んでください。なお、入札終了後、入札保証金の返還までに日数を要しても、異議はありません。

金融機関名 ※ゆうちょ銀行は不可	銀行（金庫）	支店
預金の種目	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他（ ）	
口座番号		
口座名義人 氏 名	(フリガナ)	

「納付書・領収証書」のコピーを裏面に貼付してください。

誓 約 書

1. 私は、大阪府が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、一般競争入札（府有地等売払）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

- ① 私は、大阪府が実施する令和 7 年度第 1 回一般競争入札（府有地等売払）に参加するに際して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- ② 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号、並びに大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 2 号及び第 4 号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- ③ 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報大阪府警察本部長へ提供することに同意します。
- ④ 私は、この契約締結の日から 5 年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。

2. 私は、令和 7 年度第 1 回一般競争入札（府有地等売払）入札案内及び同実施要綱の記載内容を承知したうえで、本入札に参加することを誓約します。

大阪府知事 様

令和 年 月 日

入札者

住 所
(所在地)

フリガナ
氏 名
〔法 人 名〕
代表者名

生年月日

共有者

住 所
(所在地)

フリガナ
氏 名
〔法 人 名〕
代表者名

生年月日

共有者

住 所
(所在地)

フリガナ
氏 名
〔法 人 名〕
代表者名

生年月日

委 任 状

私は、大阪府が実施する令和7年度第1回一般競争入札（府有地等売払）の開札において下記のとおり代理人に権限を委任します。

記

1 委任する権限

第__号物件の一般競争入札開札において、地方自治法施行令第167条の9に基づき、くじを引く権限

2 代 理 人

住 所

氏 名

令和 年 月 日

委 任 者 (入 札 者)

住 所

氏 名

印

(印鑑登録印)

(注) 委任者の印鑑登録証明書（発行日より3か月以内のもの）を添付してください。
代理人は本人を確認できる書類を持参してください。

府有財産売買契約書（案）

売払人大阪府（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）は、次のとおり府有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、末尾並びに入札実施時に提示した別紙「物件明細」及び閲覧に供した資料に記載のとおりとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円とする。（うち、土地価格 円、建物価格0円、消費税及び地方消費税相当額金0円）

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（支払方法）

第5条 乙は、第3条に定める売買代金をこの契約締結と同時に、甲が発行する納入通知書等により、甲に支払わなければならない。

（所有権の移転及び登記嘱託）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の支払いを完了したときに、乙に移転したものであるとする。

2 乙は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後に登記に必要な書類を添えて甲に対し所有権移転の登記を請求するものとし、甲は、乙の請求により遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

（物件の引渡し）

第7条 甲は、売買物件の所有権が移転した後、直ちに当該物件を現状有姿で、乙に引き渡すものとする。

2 乙は、前項による引渡しを受けたときは、直ちに当該物件の受領書を甲に提出しなければならない。

（危険の移転及び契約不適合責任等）

第8条 この契約締結の日から売買物件の引渡しの時までの間において、乙の責めに帰することのできない理由により、売買物件に滅失、毀損等の損害を生じたときは、その損害は甲が負担する。

2 乙は、売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、甲が知りながら告げなかった内容及び乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合については、この限りでない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第9条 乙は、この契約締結の日から5年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

第10条 甲は、前条に定める義務の履行状況を確認するため、随時に実地調査し、乙に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第11条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、甲の請求により、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

- (1) 前条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の1割）円
- (2) 第9条に定める義務に違反したときは、金（売買代金の3割）円
- (3) 第12条第2号に該当することが判明したときは、金（売買代金の3割）円

2 前項の違約金は第16条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号の規定に該当する者と認められるとき。

(返還金等)

第13条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が第14条に定める義務を完全に履行した後、乙が第3条の定めにより支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲が解除権を行使したときは、乙は自らが負担した契約の費用及び売買物件に支出した必要経費、有益費その他一切の費用を甲に請求することができない。

(原状回復)

第14条 乙は、甲が第12条に定める解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに、次の各号に定める事項を実行しなければならない。

- (1) 売買物件について設定された抵当権、その他当該物件の完全な所有権の行使を妨げる負担を消滅させること。
- (2) 甲名義に所有権移転登記をするための登記承諾書を甲に提出すること。なお、甲名義に所有権を移転するために必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。
- (3) 売買物件に存在する乙が設置した建物及びその他の工作物等を収去したうえで甲に返還すること。ただし、甲が原状に復する必要がないと認めたときは、

乙は、甲に対し現状のまま返還することができる。

- 2 前項第3号ただし書により、売買物件を返還したときは、当該売買物件内に残置したものの所有権はすべて甲に帰属する。なお、これにより、乙が損害を被っても甲に対して一切の請求をすることができない。
- 3 乙は、第1項第3号ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として、減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(使用料相当額損害金)

第15条 乙は、甲が第12条に定める解除権を行使したときは、次の各号に定める使用料相当額損害金を甲に支払わなければならない。この場合において、使用料相当額は、第3条に定める売買代金に年率7.4パーセントを乗じて算出した額とする。

- (1) 第7条の定めにより売買物件の引渡しを受けた日から、甲が解除権の行使を通知した日までの間の使用料相当額
- (2) 甲が解除権の行使を通知した日の翌日から、前条第1項に定める義務を完全に履行して売買物件を甲に返還する日までの間の使用料相当額

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、第11条に定める違約金に加えて、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

第17条 甲は、第13条の定めにより売買代金を返還する場合においては、次の各号の合計額を返還金から控除して返還するものとする。なお、控除できない金額がある場合は、乙は甲に対して別途これを支払わなければならない。

- (1) 第11条に定める違約金
- (2) 第14条第1項第2号に定める登記費用等
- (3) 第14条第3項に定める損害賠償金
- (4) 第15条に定める使用料相当額損害金
- (5) 第16条に定める損害賠償金

(費用の負担)

第18条 この契約の締結に要する印紙税等の必要な費用は、すべて乙の負担とする。

- 2 甲から乙への所有権移転登記等必要な登記費用等は、すべて乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第19条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、当該物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(裁判管轄)

第20条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する大阪地方裁判所とする。

(疑義等の決定)

第21条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府
代表者

乙 (住所)
(氏名)

物 件 の 表 示

所 在	地 番	地 目	面 積 (㎡)	
			公 簿 面 積	実 測 面 積
計				

令和 年 月 日

入札保証金還付依頼書

大阪府知事 様

住 所
(所在地)

氏 名
〔 法人名 〕
〔 代表者名 〕

私は、大阪府が行う令和 7 年度第 1 回一般競争入札（府有地等売払）物件番号__に参加するため、令和 年 月 日に入札保証金として、金 円を納付しましたが、上記入札保証金の還付を依頼します。なお、入札書は提出しておりません。

上記入札保証金の入金を確認後、別添入札保証金届出書記載の預金口座に返金をお願いいたします。

以上